

議会運営委員会

日 時 令和6年8月16日（金）
午前9時30分から
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和6年9月島田市議会定例会の会期幅について 資料1

(2) 令和6年9月島田市議会定例会の予定されている議案等について

【当局側の事項】

ア 報告2件、認定10件、補正予算5件、条例1件、一般3件 計21件

イ 上記のほか、追加を予定している（可能性のある）議案等

条例1件、一般1件 計2件

(3) 決算説明会について 8月28日（水） 本会議終了後

(4) 意見書の採択依頼について

ア 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案） . . . 資料2

イ 地震財特法の延長に関する意見書（案） 資料3

(5) 議会報告会で得られた意見及び情報の取扱い等について 資料4

4 次回の議会運営委員会について

日時 令和6年8月21日（水）午前9時30分～

議題 9月定例会の議案の取扱いについて ほか

5 閉 会

令和6年8月16日 議会運営委員会

令和6年9月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
8月16日	金	議会運営委員会 午前9時30分～	
8月21日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(8/20予定)、議案送付
8月23日	金		諸般通告締切り:正午、 一般質問通告事前提出:午後3時
8月27日	火		一般質問通告締切り:午後3時
8月28日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～、決算説明会 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
8月29日	木	休会	
8月30日	金	休会	
8月31日	土	休会	
9月1日	日	休会	
9月2日	月	休会	
9月3日	火	休会	
9月4日	水	休会	議案質疑通告締切り:午後3時
9月5日	木	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
9月6日	金	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
9月7日	土	休会	
9月8日	日	休会	
9月9日	月	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
9月10日	火	休会	
9月11日	水	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
9月12日	木	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(9月18日)で対応。
9月13日	金	休会(予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月14日	土	休会	
9月15日	日	休会	
9月16日	月	休会(敬老の日)	
9月17日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月18日	水	休会(分科会,常任委員会予備日)	
9月19日	木		
9月20日	金	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切り:午後3時
9月21日	土	休会	
9月22日	日	休会(秋分の日)	
9月23日	月	休会(振替休日)	
9月24日	火	休会	
9月25日	水	休会	
9月26日	木	休会	
9月27日	金	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
9月28日	土	休会	
9月29日	日	休会	
9月30日	月	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

34日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

資料 2

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

静岡県島田市議会

衆議院議長	参議院議長	} 様
内閣総理大臣	総務大臣	
法務大臣		

「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情書

令和6（2024）年7月19日

島田市議会議長様

(請願者)

静岡市葵区追手町10番80号

(電話番号 054-252-0008)

静岡県弁護士会

会長 梅田 欣一

(担当)

静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8 トカビル4階

ときわ綜合法律事務所

(電話番号 054-272-6191)

弁護士 河村 正史

第1 請願の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

第2 理由

- 1 やってもしない犯罪で有罪とされる「冤罪」(えん罪=ぬれ衣)は、犯人とされた方やその御家族、更には親類、縁者に対し、その人生を破壊し、回復し難い損害を与え、人権侵害をひき起します。そして、それが死刑判決であった場合、犯人とされた方の生命を奪うという、まさに窮極の人権侵害となります。これが刑罰権を独占する国家の名の下に行われるのです。

このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。現在の我国の「再審法」は、刑事訴訟法「第4編再審」の部分がこれに当たります。

ところが、この刑事訴訟法「第4編 再審」の部分には、第435条から第453条までの19条文しかありません。しかも、この中で、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられているというのが現状です。即ち、「再審のルール」が存在しないということです。従って、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、それに消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは、適正・公平な裁判とはいえません。

2 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが「証拠開示」の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階に至ってはじめて明らかになり、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を捜査機関から裁判所や弁護士に開示させることを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

3 また、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する「再審請求手続」と、その手続きで再審開始決定がなされた場合、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する「再審公判」の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。従って、再審請求手続において、それが簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所のいずれかで再審開始決定、即ち、裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに「再審公判」に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理に入るべきであって、再審開始決定それ自体に対する検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば、名張事件や日野原事件のようにえん罪を晴らすことができないまま亡くなった方も多くいますし、大崎事件（95歳）や袴田事件（86歳）のように高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

4 これまで我国において、死刑判決に限って言えば、再審無罪となった事件は4件あります。この中には、1954（昭和29）年3月に当地静岡県島田市で発生した島田事件が含まれています。島田事件は、1989（平成元）年1月31日無罪判決が言い渡されましたが、島田事件以外の3件の死刑再審無罪判決は、その前5年数ヶ月の間に集中していました。

記

1983（昭和58）年7月15日	免田事件	
1984（昭和59）年3月12日	財田川事件	
同年	7月11日	松山事件

この時期は再審法改正運動にとって絶好の機会でした。日本弁護士連合会もこれらの事件を機に運動に取り組みましたが、功を奏しませんでした。

日本弁護士連合会では2019（令和元）年10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採決しました。現在、静岡地方裁判所では、死刑再審5件目の袴田巖さん（86歳）の事件の審理が終了し、残すところ、9月26日の判決を待つみの状態ですが、我国においては、他にも多くの人が再審を請求しています。えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

5 以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきであると考えます。

そこで、貴議会におきまして、別紙意見書の採択をして頂きたく請願を致します。

以上

刑事訴訟法の再審規定（再審法） の改正を求める意見書審議のポイント

1

2024年7月29日議会事務局作成

はじめに

陳情書の提出

■ 7月19日に島田市議会議長あてに、「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情書が提出された。（別添「陳情書（写）」参照）



■ 同日、藤本議長、横山副議長が静岡県弁護士会会員である河村正史弁護士（島田市顧問弁護士）と面談し、陳情書提出の趣旨及び理由などについて説明を受けた。



■ 9月定例会において審議するため、そのポイントを以下のとおりまとめた。
■ 審議スケジュールは、後述「6 今後の進め方」を参照

2

1 再審法の現状(1)

審理の適正性の課題

- 再審請求手続きの審理の適正性が制度的に担保されず公平性が損なわれている。
- 再審格差が生じている。



- 冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、わずか19条しかなく、再審手続きをどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられている。

3

1 再審法の現状(2)

証拠開示の課題

- 裁判官や検察官の裁量により、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。



- 捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的な補償がない。

4

1 再審法の現状 (3)

検察官の不服申し立ての課題

- 再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申し立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。
- 再審開始決定、再審開始を維持する決定が出ても、検察官がこれらに対する抗告（即時抗告、特別抗告など）を繰り返すことにより再審公判までの過程が長期化する。



- 現行の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続きとなっている。
- 再審請求手続は、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎない。

5

2 刑事訴訟法における通常審と再審請求審の手続規程の比較 (1)

再審法（刑事訴訟法第4編）関連／通常審・再審請求審の主な手続規程の比較
 【判例 法：刑事訴訟法 規：刑事訴訟法規則】

項目	通常審	再審請求審（※）
①手続の基本原則		
審理形態	・当事者の（追行）主義 …訴訟追行の主導権（裁判対象の設定や証拠による立証）を当事者に委ねる方式	・職権（追行）主義 …裁判所が、自ら積極的に職権を行使して事実解明のための活動をする方式
公開主義	・公開（憲法82①）	・非公開（最大決S42.7.5 刑集21・6・764）
口頭主義	・口頭弁論を行う必要（法43①）	・口頭弁論は不要（法43②）
②総則		
管轄	・「裁判所の管轄」に関する詳細な規定（法2～19）	・原判決をした裁判所が管轄（法438）
除斥・忌避	・過去の審理に関与した裁判官は除斥・忌避の対象（法20・21）	— 規定なし
弁護人	・弁護人選任権（法30） ・私選弁護人選任申出制度（法31の2） ・国選弁護制度（法36・37の2） ・秘密交通の保障（法39①） ・弁護人の書類・証拠物の閲覧謄写権（法40）	・弁護人選任権（法440） — 規定なし
書類	・公判調書の作成義務（法48①）	—

6

4 地方議会に意見書採択 を求める時期的要因(1)

(1)時期的要因

* 袴田事件の判決がクローズアップされている中、国民の法改正への機運を醸成し実現したい。(袴田事件の判決後はしばらく死刑の再審裁判はないであろう。)

* 今がチャンスである。(裁判全体から占める再審請求の件数は少ないが身近で起きている理不尽な事象を考えれば法整備は必要である。)

* この機に司法制度への国民の信頼を担保する必要があることから、弁護士会は地方議会に意見書を採択してもらい国(法務省)が法改正に向けて動き出すよう働きかけを行っている。

9

4 地方議会に意見書採択 を求める時期的要因(2)

(2)過去の事例と島田市との関わり

* 過去死刑判決となり再審請求をした裁判で無罪となった事例は4件である。

(「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情書の3ページ)

* 袴田事件は9月26日に再審の判決が出るがおそらく無罪となると思う。そうなると5件のうち2件は静岡県。うち1件は島田市である。島田事件は4回の再審請求で無罪を勝ち取った。長い年月を要した。

10

5 意見書で再審法改正を求める事項(1)

再審法の現状・課題を踏まえて以下の事項について意見書に記載する必要があるのではないか。

(1) 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること

【裁判所が公正・適正に判断し、再審請求人が主体的に関与できるよう、手続きを明文化し、審理を公開することの必要性】

■ 期日の決定

再審請求された場合は、再審請求手続期日を定めるようにする。

■ 陳述の機会

再審請求人と弁護人に、再審請求の理由について陳述する機会を与えるようにする。

■ 事実の取調べ請求

再審請求人・弁護人は事実の取り調べを請求できるようにする。

11

5 意見書で再審法改正を求める事項(2)

(2) 再審請求手続において、全ての証拠を開示する 規定を整備すること

【再審請求人が適正に証拠開示を受けられるよう、捜査段階からの記録や証拠品の保管・管理に関する規定の整備や再審請求人への証拠開示の法制化の必要性】

■ 捜査記録・証拠品の保存期間を定めるようにする。

■ 捜査記録や証拠品を目録化するようにする。

■ 裁判官による証拠開示命令を義務化する。

12

5 意見書で再審法改正を求める事項(3)

(3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

【えん罪被害者を速やかに救済するという再審制度の理念を実現するため、再審開始決定に対する検察官抗告の禁止の必要性】

13

6 今後の進め方

会議等	内容	月日
議会運営委員会	陳情書の提出と審議のポイントを説明し、会派代表者会議において内容説明及び意見の取りまとめを依頼する旨を決定する。	令和6年8月16日
会派代表者会議	陳情書の提出と審議のポイントを説明し、会派として同意の可否あるいは継続審議の判断を依頼する。	令和6年9月11日 (議案質疑終了後)
議会運営委員会	各会派、会派に属さない議員の同意状況を説明する。全会派・議員から同意された場合は、最終日に議運の発議案として追加上程される。	令和6年9月27日
本会議(最終日)	議運の発議案として追加上程された場合は採決する。	令和6年9月30日

14

地震財特法の延長に関する意見書（案）

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要があるが生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

静岡県島田市議会

衆議院議長	参議院議長	} 様
内閣総理大臣	財務大臣	
総務大臣	文部科学大臣	
厚生労働大臣	農林水産大臣	
国土交通大臣	内閣府特命担当大臣（防災）	

静富議発第23号

令和6年7月24日

県下各市議会議長 様

静岡県市議会議長会会長

富士市議会議長 小池 智明

地震財特法の延長に関する意見書について（依頼）

日頃より、県市議会議長会の運営につきましてご協力いただきお礼申し上げます。

さて、静岡県危機管理監より、地震財特法が令和6年度末に期限を迎えることに伴い、同法の延長に関する意見書の採択について依頼がありました。

つきましては、この件に関し、県内各市議会において特段の配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、県からの依頼文及び意見書の文案を添付いたします。

静岡県市議会議長会会長市

富士市議会事務局管理担当

0545—55—2877

危政第 79 号
令和 6 年 7 月 18 日

静岡県市議会議長会会長 小池 智明 様

静岡県危機管理監 黒田 健嗣

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について（依頼）

日頃より、災害対策につきまして格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本県では、東海地震による災害から県民の生命と財産の安全を確保するため「地震対策緊急整備事業計画」を定め、各種地震対策事業を鋭意推進してまいりましたが、同計画の策定及び推進の拠りどころとなる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」は、令和 7 年 3 月 31 日に期限を迎えることとなります。

この計画は、限られた計画期間内において達成可能な必要最小限の事業について定めたものであり、現行計画の達成により緊急に整備を要する全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されています。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の地震災害の教訓を踏まえ、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていく必要があります。

今後、本県では強化地域各都県市とともに、国等に対し地震財特法の延長を働きかけてまいりますので、各市議会における地震財特法の延長に関する意見書の採択について、特段の御高配をお願い申し上げます。

担当 危機政策課 谷澤
電話 054-221-3512
FAX 054-221-3252
メール boukei@pref.shizuoka.lg.jp

地震財特法の概要について

1 経緯等

- ・ 昭和 55 年に東海地震対策として、議員立法（衆・災対特委員長提案）により、「地震防災対策強化地域*における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」が 5 年間の時限立法として成立。
 ※東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の 8 都県 157 市町村
- ・ 8 回にわたり法の期限が延長され、現在 45 箇年計画として実施中。
- ・ 今年度末（R7. 3. 31）に 9 回目の期限切れを迎える。
- ・ 強化地域 8 都県で 4,315 億円（本県分 1,791 億円）の整備すべき事業が予定されている。
- ・ 県としては、本法の延長を希望しており、国等に働きかけを行っている。
- ・ 市町議会においても、延長に関する意見書の採択について、特段の配慮をお願いしたい。

2 地震対策緊急整備事業の対象

①避難地	⑦公的医療機関
②避難路	⑧社会福祉施設
③消防用施設	⑨公立小中学校
④緊急輸送道路・港湾・漁港	⑩海岸保全施設、河川管理施設
⑤通信施設	⑪砂防設備、保安施設、ため池、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
⑥石油コンビナート地区緩衝緑地	

3 財政上の特別措置（現在、財政上のメリットがある事業）

ア 補助率の嵩上げ

対象施設の種類	対象	通常の補助率	財特法補助率
公立小中学校	校舎改築	1 / 3	1 / 2
	非木造校舎補強	1 / 3	1 / 2*

※財政力指数（昭和 53 年～55 年 3 ヶ年平均）の低い市町（河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、旧芝川町、川根本町、森町）が設置するもの、または地震による倒壊の危険性が高いものは 2 / 3

イ 起債、交付税措置

- (ア) 補助率嵩上げ対象事業の地方負担経費について、地方財政法の規定に該当しなくても地方債をもってその財源とすることができる。
- (イ) 補助率嵩上げ対象事業に係る地方債の元利償還に要する経費が地方交付税の基準財政需要額に算入される。

4 嵩上げによる効果（市町村の財政負担の軽減）

対象施設の種類	対象	R7～R11 計画見込み（百万円）	
		強化地域8都県計	静岡県分
公立小中学校	校舎改築	△12,491	△9,963
公立小中学校	非木造校舎補強	△130	△130

5 地震対策緊急整備事業計画（本県分）

計画	期間	計画額 (累計)	実績額及び進捗率 (累計)
5ヵ年計画（当初）	昭和55～昭和59年度	2,426億円	1,840億円（75.8%）
10ヵ年計画（延長）	昭和55～平成元年度	3,181億円	3,235億円（101.7%）
15ヵ年計画（延長2回目）	昭和55～平成6年度	4,628億円	4,693億円（101.5%）
20ヵ年計画（延長3回目）	昭和55～平成11年度	6,331億円	6,272億円（99.1%）
25ヵ年計画（延長4回目）	昭和55～平成16年度	7,774億円	7,425億円（95.5%）
30ヵ年計画（延長5回目）	昭和55～平成21年度	8,884億円	8,419億円（94.8%）
35ヵ年計画（延長6回目）	昭和55～平成26年度	9,528億円	9,366億円（98.3%）
40ヵ年計画（延長7回目）	昭和55～令和元年度	10,760億円	10,445億円（97.0%）
45ヵ年計画（延長8回目）	昭和55～令和6年度	11,851億円※	11,402億円（96.2%）

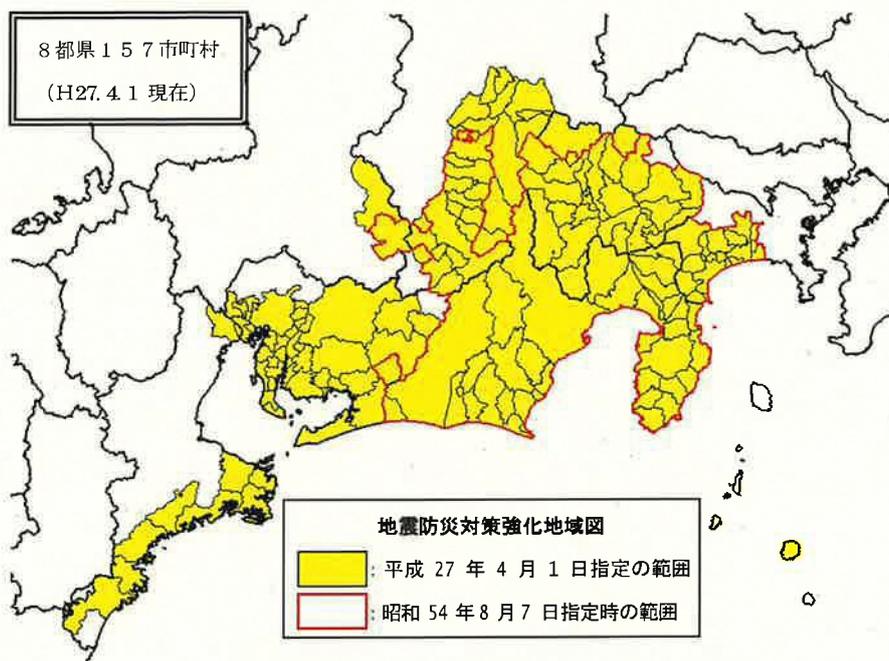
※計画額・実績額は累計。45箇年計画の計画額及び実績額は、令和5年度末時点。

次期計画追加分	令和7～令和11年度	+1,791億円	—
---------	------------	----------	---

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）【地震財特法】の概要

1. 目的等

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置を講ずることを目的とする。



【東海地震に係る地震防災対策強化地域】

2. 経緯

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき指定された地震防災対策強化地域については、同法第 6 条第 1 項の規定により住民の生命、身体等を保護するため、避難地、避難路等地震防災対策上緊急に整備すべき施設等を地震防災強化計画に定めるべきものとされている。

本法は、これらの施設の整備について、地方公共団体に大きな財政負担がかかること等の問題があることを踏まえ、地震防災対策の推進を図る観点から、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置の内容について、昭和 55 年 5 月に議員立法により制定されたものである。

本法は、これまで、昭和 60 年、平成 2 年、平成 7 年、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年及び令和 2 年に改正されており、令和 2 年の改正により、その有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで延長された。これに伴い、令和 2 年 3 月 31 日に、昭和 55 年度から令和元年度までの 40 箇年計画であった地震対策緊急整備事業計画が、昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 箇年計画に変更されたところである。

3. 概要

(1) 施行年月日：昭和 55 年 5 月 28 日

(2) 有効期限：令和 7 年 3 月 31 日

(3) 事業主体：東海地震防災対策強化地域内の 8 都県及び 157 市町村等

(4) 地震対策緊急整備事業計画の同意及び事業の実施

都道府県知事は、地震対策緊急整備事業計画を作成（任意）するに当たり、関係市町村長の意見を聴取し、内閣総理大臣の同意を受ける。この同意に当たり、内閣総理大臣は関係行政機関の長と協議する。

(5) 地震対策緊急整備事業計画の内容等

① 計画期間 昭和 55 年度～令和 6 年度

② 計画事項 避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路、緊急輸送関連港湾施設、緊急輸送関連漁港施設、通信施設、公的医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、海岸保全施設、河川管理施設、砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池の整備に関する 17 事項

(6) 国庫補助率の嵩上げ

対 象 施 設	通 常	特 例
消防用施設	1 / 3	1 / 2
社会福祉施設 (常時介護を要するものを収容する木造施設の改築)	1 / 2	2 / 3
公立小中学校 (危険校舎改築)	1 / 3	1 / 2 1
(非木造補強)	1 / 3	/ 2、2 / 3*

* 財政力指数（昭和 53 年～55 年三カ年平均）の低い市町村が設置するもの、又は倒壊の危険性が高いものは 2 / 3

地震財特法 と 地防法

	地震財特法	地震防災対策特別措置法(地防法)
計画作成	都道府県知事	都道府県知事
対象地域	強化地域	全国
対象施設 (赤) 補助率の かさ上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地 ・避難路 ・消防用施設 ・緊急輸送のための 道路、港湾施設、漁港施設 ・公的医療機関 (要改築) ・社会福祉施設 (要改築・補強) ・公立小中学校・中等教育学校(前期課程) (要改築・補強) ・海岸保全施設、河川管理施設 ・砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ・通信施設 <p style="text-align: right;">(全17施設、うち3施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地 ・避難路 ・消防用施設 ・消防活動困難区域の解消に資する道路 ・緊急輸送のための 道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設 ・共同溝等 ・公的医療機関等 (要改築・補強) ・社会福祉施設 (要改築・補強) ・公立幼稚園 (要改築・補強) ・公立小中学校・中等教育学校(前期課程) (要改築・補強) ・公立特別支援学校 (要改築・補強) ・不特定多数の者が利用する公的建造物 (要補強) ・海岸保全施設、河川管理施設 ・砂防設備、保安施設、地すべり防止施設。急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ・地域防災拠点施設 ・防災行政無線設備等 ・貯水槽・自家発電設備等 ・備蓄倉庫 ・救護設備等 ・老朽住宅密集市街地対策 <p style="text-align: right;">(全29施設、うち9施設)</p>
地財措置	補助率嵩上げ事業に係る起債の元利償還金について基準財政需要額に算入	補助率嵩上げ事業等に係る起債の元利償還金について基準財政需要額に算入

地震財特法と地防法の制度比較(公立学校の国庫補助率の嵩上げ)

注)地震財特法は東海地域を中心とする地域(地震防災対策強化地域)が対象地域である。

① 補助率嵩上げ対象(公立学校)

財特法 (改築・補強)

- 公立小中学校の校舎

※ 改築は、構造上危険($I_s < 0.3$)な校舎のみが嵩上げ対象

※ 補強は、非木造校舎のみが嵩上げ対象

地防法 (改築・補強)

- 公立小中学校の校舎・**体育館・寄宿舎**
- 公立幼稚園の校舎・体育館・寄宿舎**
- 公立特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部)の校舎・体育館・寄宿舎**

※ 改築は、 $I_s < 0.3$ のみが嵩上げ対象

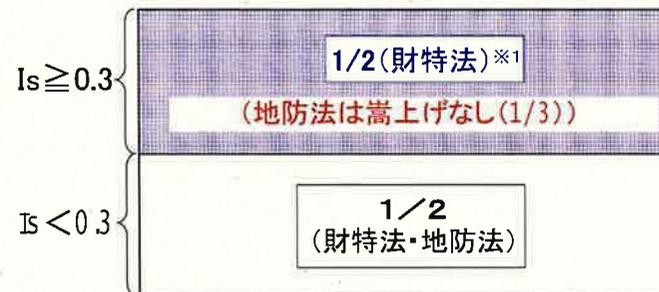
※ $I_s \geq 0.3$ の補強は、①(寄宿舎除く)の非木造のみが嵩上げ対象

凡例

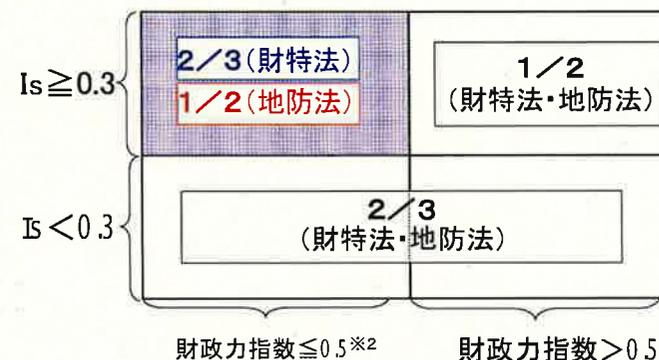
赤字: 地防法のみ対象

② 適用補助率(公立学校)

改築



補強



凡例

赤字: 財特法が有利

※1 一定の要件を満たすもの

※2 財政力指数は昭和53年から昭和55年までの3年平均

■前提■

議会報告会の目的を再確認する。

議会基本条例

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議会における意思決定その他の活動の過程において市民が参画することができる機会を確保すること。

(議会報告会の開催等)

第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。



項目	現状	検討内容
1【地区・担当議員・テーマ設定】	○正副議長が決定	A 現状維持とするか？ B 広報広聴特別委員会に移譲するか？⇒特別委員会の意向はどうか？ C テーマ設定のみ2年任期となった3常任委員会で「何が議会として政策課題となりつつあるのか」を主体的に決定するため委ねるか？ ● 1回あたりの開催箇所の検討（会場別議員数の適正数を検討する。） ⇒常任委員数6～7人が適正ではないか？ そうした場合3会場が限界となる。 ● 5月、11月の開催が適当か検討する。 ⇒政策に反映できるかを任期中の前半、後半に区分して検討する。
2【開催（決定）】	○議会運営委員会が決定	A 現状維持とするか？ B 広報広聴特別委員会に移譲するか？⇒特別委員会の意向はどうか？
3 班別打合せ【役割分担等】	○正副議長、議運、常任委員会委員長 ○会場責任者を中心に班別で運営方法等を決定する。	● 権限の移譲によっては、会場責任者の設定を検討する必要があるのではないかと ⇒広報広聴であれば、当該委員会委員長など ● テーマや開催会場によって対面方式、ワークショップ方式（WS）を検討する。 ※WS方式を採用する場合は、開催時間を考慮するよう検討する。 ⇒結論付けまで行くと対面方式よりも時間を要するため。一般的にはWS方式のみで2時間枠か？
4 議会報告会【意見の聴取】	○市民の質問、要望に対する対応に会場ごと相違がある。	● 市民の質問等に関しては極力会場で回答、要望事項等のうち実現可能性の極めて低い事案についてはその旨を回答するなど議員同士で確認する。
5 事後検討会 班別での委員間討議 【課題発見・重要性分類】	○『政策課題として取り上げるもの・取り上げないものを選別』することになっているが、会場ごとその視点に立って討議しているか？	● 市民意見を聴取した結果『政策課題として取り上げる・取り上げない』という視点での選別が必要。 ⇒そうした場合、現状のA～C分類が妥当なのか？ ● 上記選別に従った報告書の様式の研究が必要なのではないか？（統一した様式の検討） ※現状では『重要案件を明示した報告書の提出』となっている。 ※報告会で得られた全ての市民意見等を当局に提供した場合のB分類の在り方も同時に検討する？
6 重要案件を明示した報告書の確認（政策課題として取り上げるもの・取り上げないもの）	○正副議長・正副議運委員長による確認	A 現状維持とし、議会全体を俯瞰するという観点から必要とするか？ B 正副議長・正副議運委員長は各会場の報告内容に係る統一感のみを確認するとし、政策課題の調査・研究を実際に行う3常任委員会に委ねるか？
7【政策課題（決定）】	○議長・議会運営委員会で決定する。	A 現状維持とするか？ B 上記6の検討結果により委員会で決定するか？
8 その他	—	● 市民への説明責任をどう果たすか？ ● 分類した結果を踏まえて、その分類結果、分類ごとの経過説明の必要性をどのような内容をどのような方法でフィードバックするか？ ● 説明責任を果たすことを前提とした場合の参加者への説明方法は？ ※報告会で得られた全ての市民意見等をどのように市民にフィードバックするか？ ※政策課題の発見を目的として実施する報告会であるので全てをフィードバックしなくても良いとするのか？ ※会場別に期限を決めて意見等に対する回答を調査し回答をホームページや議会だよりに掲載するか？

島田市議会報告会の開催に関する規程

平成21年8月26日

制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）第7条第1項の議会報告会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 議員は、議会が常に市民の中において市民とともに行動する存在となることを目指して議会報告会を開催するものであることに留意しなければならない。

2 議員は、議会報告会が議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための場であることに留意しなければならない。

(開催回数)

第3条 議会報告会は、島田地区、金谷地区及び川根地区において、それぞれ年2回以上開催するものとする。

(開催の決定)

第4条 議会報告会を開催する日時及び会場並びに会場ごとの出席者は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

2 議長は、議会報告会を開催する日時及び会場を決定したときは、これを市民に広報することとする。

(出席義務)

第5条 議員は、議長がやむを得ないと認める場合を除き、議会報告会に出席しなければならない。

(運営)

第6条 議会報告会を円滑に運営するため、あらかじめ、次の打合せを行うものとする。

(1) 出席会場ごとの打合せ

(2) 各会場の代表者による打合せ

(3) 常任委員会ごとの報告者及び答弁者による打合せ

(報告書)

第7条 議会報告会に出席した議員は、議会報告会の終了後、速やかに別紙様式による報告書を作成し、議長に提出するものとする。

2 各会場の代表者は、議会報告会の内容を議会運営委員会に報告するものとする。

3 議会は、第1項の規定により提出された報告書を市民の閲覧に供するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、議会報告会の開催について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

報 告 書

島田市議会議長 様

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

議会報告会に出席しましたので、次のとおり報告します。

- 1 日時 平成 年 月 日（ ）
午前 時 分から 午前 時 分まで
午後 時 分から 午後 時 分まで
- 2 会場
- 3 参加者数 人（男性 人、女性 人）
- 4 役割
 - (1) 受付…
 - (2) 司会…
 - (3) 挨拶・概要説明…
 - (4) 報告…
 - (5) 答弁…
 - (6) 記録…

5 報告事項

(1) 議会の活動の動向の市民への報告について

(2) 意見及び情報の交換について

第1 開催日時等

議会報告会の開催日時等の設定は、次の方針によるものとする。

- (1) 原則として、3地区とも同日に開催する。
- (2) 開催日は、本会議の最終日から2箇月以内とする。
- (3) 開催時間は、市民が参加しやすい時間帯に設定する。
- (4) 会場は、市民が参加しやすい場所に設定する。

第2 広報

議会報告会の開催の広報は、次の方法により行う。

- (1) 議会だより又は広報しまだへの掲載
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 公共施設へのポスターの掲示
- (4) チラシの配布
- (5) FM島田への放送依頼
- (6) 報道機関への情報提供
- (7) その他必要と認める方法

第3 内容

議会報告会の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 概要説明
- (2) 議会活動報告（各常任委員会ごと）
- (3) 質疑応答
- (4) 意見・情報交換

第4 役割

議員の議会報告会における役割とその内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 受付 来場者の受付、案内を行う。
- (2) 司会 開会及び閉会の宣告を行うとともに、会の進行管理を行う。
- (3) 挨拶・概要説明 会場の代表者（責任者）として代表挨拶をする。なお、この中で、①議会報告会の開催趣旨、②当該議会において議決した議事の概要の説明をするものとする。
- (4) 報告 各常任委員会における審査の内容など、議会の活動の動向を来場者に報告する。
- (5) 答弁 報告に対する質疑に、議会としての答弁を行う。
- (6) 記録 開催記録を取り、議長への報告書を作成する。

第5 事前打合せ

議会報告会の開催に当たっての事前打合せの内容は、次のとおりとする。

- (1) 出席会場ごとの打合せ 会場における各自の役割を決定するために開催する。
- (2) 各会場の代表者（責任者）による打合せ 議会報告会の内容、進め方等に

ついて、基本的な統一を図るために開催する。

なお、具体的な内容、留意すべき点は、おおむね次のとおりである。

ア 概要説明の内容の決定 当該議会において議決した議事のうち、どの部分を説明のポイントとすべきか検討し、決定する。

イ 意見・情報交換のテーマの設定 自由に意見及び情報を交換する場という趣旨からは、必ずしもこれを設定する必要はないが、ある程度の腹案を持っていた方が、進行をしやすと思われる。

(3) 常任委員会ごとの報告者及び答弁者による打合せ 各会場の代表者（責任者）による打合せの結果をもとに、各常任委員会における審査の内容など、来場者に報告すべき議会の活動の動向を検討し、決定するために開催する。

なお、具体的な内容、留意すべき点は、おおむね次のとおりである。

ア 報告内容の決定と資料作成 概要説明の内容との整合を図り、当該議会において議決した議事の中からポイントを押さえて報告する必要がある。また、必要に応じ、報告者自らの手により、来場者にとってわかりやすい資料を作成する必要がある。（なお、議員個人の意見を述べるための場ではないことに常に気を配る必要がある。）

第6 アンケート調査の実施

議会報告会を開催して得た成果を議会の活動に反映し、また、今後の運営に資するため、議会報告会の開催に当たっては、参加した市民を対象としたアンケート調査を実施することとする。

平成30年9月28日

島田市議会議長 大石 節雄 様

議会改革に関する特別委員会
委員長 伊 藤 孝

議会改革に関する調査研究について（報告）

調査した事件の経過について、委員会条例第36条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会基本条例に基づく、議会の機能強化等に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

議会改革に関する調査研究について (議会改革に関する特別委員会最終報告書)

1 調査経過

第1回	平成29年7月11日	委員長、副委員長の互選
第2回	平成29年8月4日	委員会の進め方について
第3回	平成29年8月29日	正・副議長選挙立候補制における所信表明について、島田市議会の会議における情報通信機器等の使用基準(案)について
第4回	平成29年9月21日	島田市議会の会議における情報通信機器等の使用基準(案)について、予算・決算の審査体制について
第5回	平成29年10月25日	島田市議会における情報通信機器の使用基準について
第6回	平成29年11月22日	「議会と語る会(第2回議会報告会)」について
第7回	平成29年12月19日	島田市議会におけるICT機器の使用のアンケートについて、情報通信機器の利用状況についての議員へのアンケートについて
⇒ 第8回	平成30年2月16日	市議会2月定例会におけるICT機器の使用(試行)について、「議会と語る会」について
第9回	平成30年2月20日	「議会と語る会」について
⇒ 第10回	平成30年3月15日	「議会と語る会」について、中間報告について
第11回	平成30年7月31日	ペーパーレス会議システム研修について
第12回	平成30年9月12日	ペーパーレス会議システム研修について、最終報告について

2 調査の報告

当議会改革に関する特別委員会は、平成29年7月11日の設置以降、委員会を12回開催した。この間、平成30年3月27日には本会議で中間報告を行った。調査の概要は次のとおり。

第1回<平成29年7月11日>

省略

第2回<平成29年8月4日>

委員会の進め方について、議長からの諮問された通年議会の導入、予算・決算特別委員会の設置、ICT機器の導入、議会基本条例の見直し、議会報告会のあり方、正・副議長立候補制の検証と過去3年の議会改革に関する特別委員会での提言を参考に、本委員会で議題として取り上げる内容等の洗い出しを行った。

委員間討議の結果、まず、正・副議長選挙の立候補制についての検証、ICT機器の導入を議題とし、次に通年議会の導入、予算・決算特別委員会の設置及び議会報告会の開催

方法等の検討を行うことを決めた。

第3回<平成29年8月29日>

第3回の委員会では、島田市議会議長及び副議長の選出に関する申し合わせに沿って、平成29年5月29日に行われた正・副議長立候補者による所信表明会を検証した。

地方自治法を尊重しつつ、申し合わせ事項に基づいて、今後も実施していくことを確認した。

ICT機器の導入については、昨年度、特別委員会が作成した島田市議会の会議における情報通信機器等の使用基準の再検討を行った。内容を検討し条文の整理を行い、使用する場合は、議長に届出書を提出することとした。

第4回<平成29年9月21日>

第4回の委員会では、ICT機器の使用について、当局と意見交換を行い、議会の会議において議員個人の情報通信機器を使用することについて、支障がないことの確認がされた。

また、前回の委員会に引き続き使用基準の再検討を行い、条文の整理を行った。

この作業と同時に、予算・決算の審査体制に関して、岐阜県可児市の予算・決算の審査を例に、定例会の日程や審査サイクルを議論していくこととした。

この委員会において、これまで検討を重ねた島田市議会における情報通信機器の使用基準（案）をもとに、11月定例会及び平成30年2月定例会において試行で運用する案を議長に提出することとした。

第5回<平成29年10月25日>

第5回の委員会では、11月定例会での情報通信機器の使用の試行運用を行うに当たり、アンケート内容の検討を行った。

また、議長から議会報告会のあり方を検証するよう依頼があり、11月18日と25日に行われる「議会と語る会」の検証を行う旨の確認をした。

第6回<平成29年11月22日>

第6回の委員会では、まずは、11月18日に開催された「議会と語る会（第2回議会報告会）」について検証を行った。

各会場に参加した委員による会場の参加人数、会議内容の報告を行った後、検証に入った。今までの議会だよりをもとに行う報告会的な開催よりは、今回のような開催地区に合ったテーマを設定し、来場者との意見交換を重視する方法で継続していったらどうか、また、金谷町の合併を経て、川根町との合併も10年になろうとしているため、島田地区、金谷地区及び川根地区において開催することに、必ずしもこだわらなくていいのではないかとの意見が出された。

第7回<平成29年12月19日>

第7回の委員会では、傍聴者に対して行った情報通信機器の利用状況アンケート結果について検証を行った。傍聴者へのアンケートでは、ICT機器の使用について、大方の理解をいただいていることが分かり、市民以外にも議員へのアンケートが必要との判断から、各議員に対しアンケートを実施することとした。

その他としては、タブレットを使用するためにWi-Fiを使える環境を整備してほしいといった意見が出された。また、ペーパーレス会議導入のため、全議員による研修の必要性についても確認し、今後、研修を計画する方向で調整することとした。

⇒ 第8回<平成30年2月16日>

第8回の委員会では、2月定例会でもICT機器の使用を続ける上において、傍聴者のアンケート内容にICT機器を使用している議員の確認がしにくいとの記述があったことから、ICT機器利用届を出している議員を表示することとした。

また、「議会と語る会（第2回議会報告会）」について検証し、今後は、意見交換を主に、具体的なテーマを決めて地域に出向く、今回の方法を続けたらどうかといった意見や女性や若い人たちが参加しやすいような開催を求める意見が出された。最後に、議長から、「議会報告会で得られた意見及び情報の取り扱い」に関する案が示され、議会報告会で出された内容を政策提言につなげる流れについて、会派などの意見を踏まえ、次回の協議とすることとした。

第9回<平成30年2月20日>

第9回の委員会では、議会報告会の流れにおける政策提言に関しての議長案をもとに意見を出し合った。委員からは、事後検討会を終えた後の、「（仮称）議会報告代表者会議」を設置したらどうか。また、政策提言につなげるまでには時間もかかることから、年2回の開催を基本のサイクルとして想定したらどうか。政策提言に関しては、その回答を当局に求めたいといった意見などが出された。

⇒ 第10回<平成30年3月15日>

第10回の委員会では、第9回で協議した議会報告会の流れにおける政策提言に関しての流れを再検討した。まずは、先に行われた「議会と語る会（第2回議会報告会）」で出された意見を早急に検討するためにも、事後検討会は既存の組織で運用していくこととし、事後検討会後に重要案件とした事項について、正・副議長、正・副議運委員長によって確認する場を持ち、議会運営委員会に諮ることとした。また、当局側からの回答は必ずしも求めるものではないことを確認した。議会報告会の開催回数については、「島田地区、金谷地区及び川根地区において」という規程中の文言を外し、年2回以上開催するものとする規定を提案することとした。なお、この協議に当たって、義務的に開催回数を規定で定めるのではなく、より多くの市民との意見交換が重要であることを議員各自が意識し、回数や会場設定の工夫をすべきといった意見が出された。

第11回<平成30年7月31日>

市議会6月定例会最終日において、大石節雄委員が当特別委員会委員を辞任し、福田正男議員が新たに委員として選任された。

第11回の委員会では、中間報告で提言しているペーパーレス会議システムを使ったタブレット研修について、実際に研修会を行い、どのような利点や問題点があるかを検証するということで意見がまとまり、研修に使うシステムは、全国の議会で110以上の実績がある東京インタープレイ株式会社のSideBooksとし、また、同時にアンケート調査を行うことを決めた。

第12回<平成30年9月12日>

第12回の委員会では、8月24日のペーパーレス会議システムを使ったタブレット研修について、全議員に対して行ったアンケートをもとに検証を行った。実際に多くの自治体で採用されているシステムを体験することで活用のイメージができ、導入への不安が減ったという意見がほとんどであった。また、他のシステムも確認するため、引き続き研修を望む意見が多く、今後も研修会等の実施を提案することに決まった。

3 まとめ

当委員会は、平成29年2月定例会で調査終了した、前「議会改革に関する特別委員会」が提言した内容や課題として挙げた事項など、議会の機能強化に関する事項について、さらなる調査・研究を行った。委員会では、正・副議長の選出方法についての検証、情報通信機器の使用について、議会報告会のあり方について、またペーパーレス会議システムについての調査・研究を行った。

議員個人が所有する情報通信機器の使用に関しては、平成29年9月25日に「島田市議会における情報通信機器の使用基準（案）」とともに、平成29年11月定例会及び平成30年2月定例会において試行で実施する案を議長に提出した。試行に当たり、その検証のために傍聴者及び議員に対しアンケートを実施した。アンケートの結果、ICT機器使用に関して一定の理解が得られたものであったため、特別委員会としては、試行で運用した「島田市議会における情報通信機器の使用基準」をもとに平成30年6月定例会からの本運用を提言し、6月定例会から実施されることとなった。

「議会と語る会（第2回議会報告会）」について、平成29年11月18日と25日に開催した第2回の議会報告会は、市民との意見交換をメインに「議会と語る会」と題して市内
⇒ 6カ所で開催した。議長から、その検証と政策提言までの流れについてをとりまとめるよう諮問されたため、委員会で協議した。議会報告会を行った後の政策提言までの流れについては、別紙「議会報告会で得られた意見及び情報等の取り扱いについて（イメージ）」のとおりと決まり、現在、3常任委員会でそれぞれのテーマに沿って審議が進められている。また、平成30年度以降に開催される議会報告会について、特に地区を限定せず柔軟に開催するため、改正内容を「議会報告会は、年2回以上開催するものとする。」とし、平成30年8月31日に施行された。

ペーパーレス会議システムについて、同システムの導入を検討するに当たり研修会の実施を提案し、全議員を対象とした研修会を開催することができた。アンケートも同時に行い、導入に前向きな意見を多く得ることができた。このほか当委員会では、予算・

決算特別委員会の事例研究も行った。

委員会での主な取り組みは以上のとおりであるが、今後、実施や検討していただきたいものについて、次のとおり提案する。

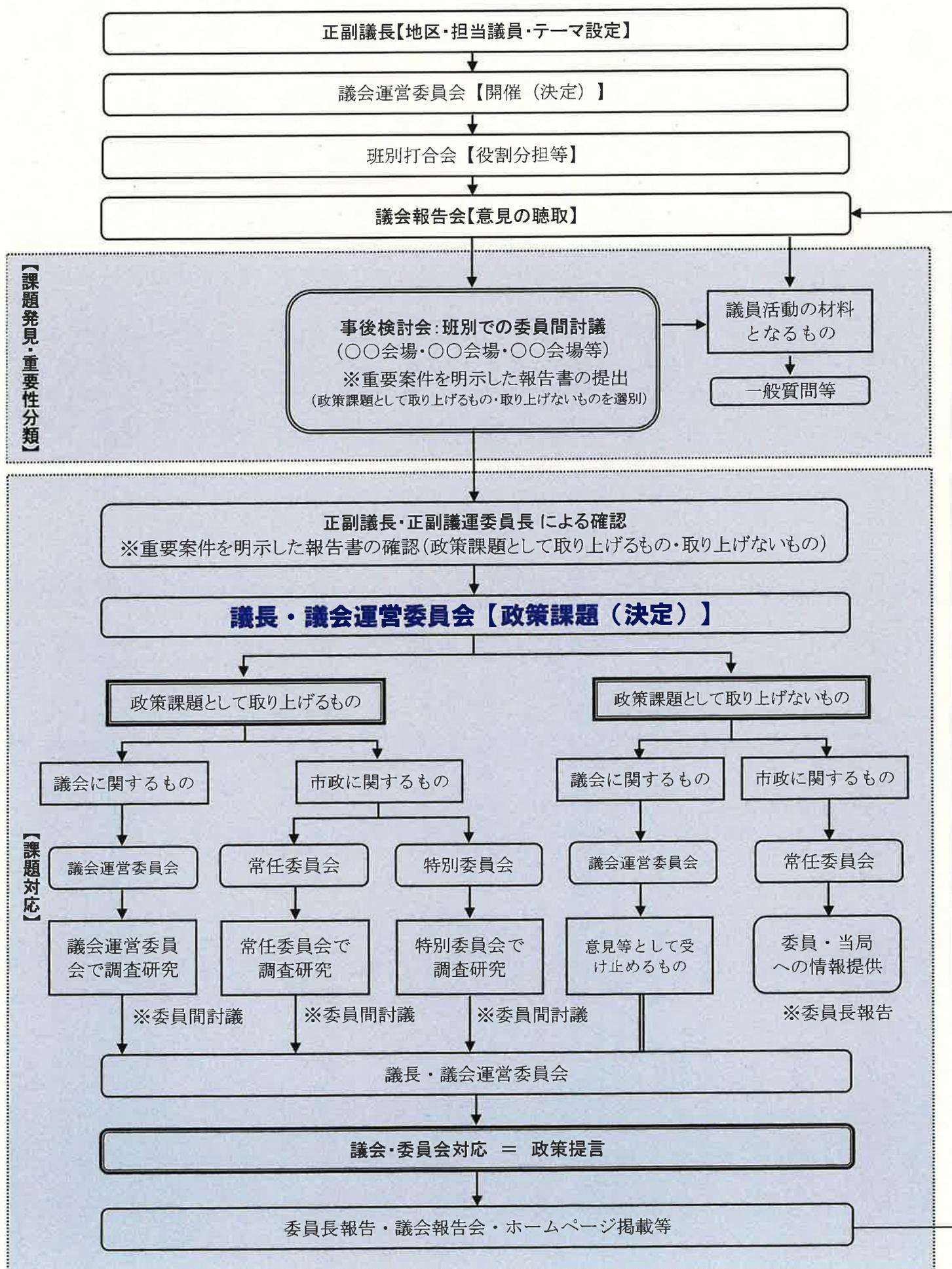
(1) ペーパーレス会議システム研修の実施について

市役所新庁舎完成時でのペーパーレス会議システム等の本格運用を目指し、引き続き調査・研究を進めるとともに、今後も導入に向けての研修会を実施していくこと。

(2) 予算・決算審査体制の検討について

常任委員会における予算・決算体制について、今後、議会としての審査能力を高めるため、さらなる調査・研究を進めていくこと。

議会報告会で得られた意見及び情報等の取り扱いについて(イメージ)



【課題発見・重要性分類】

【課題対応】

